

シンポジウムの実施について(報告)

2011年12月15日

中央大学 椎橋隆幸

日中刑事法シンポジウムは、隔年にて中国の研究者との共同シンポジウムを開催している日中刑事法研究会と日本比較法研究所共同研究グループ「日中刑事法の共同研究」との連携企画をベースとして、中央大学日本比較法研究所の主催のもと、2011年10月1日ならびに同2日の両日、中央大学多摩校舎において実施された。

「変動する21世紀において共有される刑事法の課題」を表題に、日中両国の第一線で活躍する刑事法研究者を迎えて開催された本シンポジウムでは、2日間の合計人数延べ約200人の会場参加者を得ることができ、日中における刑事法上の今日的テーマにつき各報告者の報告とこれをもとにした活発な討議が展開され、充実した内容のものとなった。

まず、シンポジウム第1日目は、開会式に続いて、第1セッション「作為義務」が行われた。本セッションでは、甲斐克則早稲田大学教授の司会のもと、黎宏清華大学教授が「いわゆる『見殺し』行為の法的性格について—不真正不作為犯の作為義務を中心として」と題して、曲田統中央大学教授が「作為義務」と題して、それぞれ報告を担当した。続く第2セッション「正当防衛」は、謝望原中国人民大学教授の司会により、陳興良北京大学教授による「中国刑法における特殊防衛制度」、橋爪隆東京大学教授による「正当防衛論」が報告された。初日の上記各セッション終了後は、会場を移して、参加者による歓迎レセプションが催されたが、同宴は、シンポジウム初日の充実した討議の熱気さめやらぬなか、関係者一同2日間のシンポジウムの成功を祈念しつつあわせて日中刑事法研究者が広く交流し親交を深める場となった。

シンポジウム第2日目は、第3セッション「被害者の承諾」が行われ、梁根林北京大学教授の司会により、謝望原教授の「承諾の正当化根拠及び中国での適用」、甲斐克則教授の「被害者の承諾」が報告された。第4セッション「組織犯罪」では、柳川重規中央大学教授の司会において、賈宇西北政法大学教授の報告「中国における闇社会の性質を有する組織的犯罪とその経済的分析」ならびに小木曾綾中央大学教授の報告「国際的な組織犯罪対策」がシンポジウムの最後を締めくくった。

すでに上に述べたように、本シンポジウム開催中の会場参加者は延べ200人にのぼり、各セッションでは、いずれにおいても、報告者の報告を軸とした報告者相互あるいは報告者と会場参加者との活発な意見交換、討論が行われ、白熱した議論が交わされた。その点、最終日の参加者アンケートにおいても、シンポジウムの内容の充実度に満足であった旨の記述が多く見られたところである。日中両国の政治・経済的、社会的なつながりが深くなるにつれ、刑事法研究の分野における相互理解は今後ますます重要となっていくであろうと思われるなか、今回のシンポジウムがもたらした成果は、その内容の濃さ、また研究者同士の学術交流の深化いずれの面においても学術的な要請に応え十分な評価に耐えうるものとなったと思われることは、関係者一同のよろこびとするところである。

なお、このシンポジウムの成果は、2011年12月、椎橋隆幸・西田典之編「日中刑事法シンポジウム報告書:変動する21世紀において共有される刑事法の課題」として成文堂より刊行された。

以上